

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第3回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和6年3月1日（金） 午後1時30分から午後3時まで
3 開催方法	オンライン（ZOOM）と会場参加によるハイブリッド開催
4 開催場所	津センターパレス2階 津市中央公民館情報研修室
5 出席した者の氏名	（津市地域自立支援協議会委員） 遠藤、紀平、小柴、後藤、高嶋、高鶴、谷口、千草、藤川、増田、又市、水谷、村上、横山、渡邊 （事務局） 障がい福祉課長 駒田 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 堀川 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 川北 津市基幹障がい者相談支援センター 藤原
6 内容	議事 1 津市障がい福祉総合プランの策定について 2 日中一時支援事業の見直しについて 3 その他
7 公開又は非公開	公開
8 傍聴者の数	0人
9 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 （059）229－3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

1 会議の概要

(1) 開催・出席

- ・ 19 名中 16 名が参加し成立。
- ・ 主目的：次期障がい福祉総合プランの最終確認、日中一時支援事業の見直し案協議、その他報告。

2 津市障がい福祉総合プランの最終確認

(1) 進行状況

- ・ 第 2 回協議会での意見反映後、パブリックコメント実施（R5.12/18～R6.1/17）。提出意見は 0 件。
- ・ 国公表（R5.12/22）の障害者雇用率を受け、19～21 ページの現状数値・推移表を R5 年度データへ更新。
- ・ 記載修正予定：81 ページ「就労選択支援」の R6 見込数を空欄へ、82 ページの「R6 年度から」を「R7 年度から」に訂正。

(2) 具体的質疑

- ・ 成年後見制度利用支援の「見込量・実績」は市長申立件数ベース（社協センター利用者数は含まず）。

3 日中一時支援事業の見直し（案）

(1) 現状と課題認識

- ・ 利用延べ人数：R4 年度 6,501 人（R 元 6,180 人から増）。支給決定者：R4 1,090 人（R 元 776 人）。
- ・ 事業所数：市内 95、域外含む 159。決算額：約 2 億 4,800 万円（比較：ショート約 8,700 万円、施設入所約 5.5 億円、居宅介護約 5.9 億円）。
- ・ 目的（家族の就労支援・レスパイト）と運用の乖離、サービス過剰提供・質低下懸念、施設安全面の不備などの課題。

(2) 見直し骨子（1～6）

①実施主体要件：以下いずれかの指定等を有する法人に限定

- (1) 障害者総合支援法 5 条 1 項の指定障害福祉サービス事業
- (2) 児童福祉法 6 条の 2 の 2 の児童通所等事業
- (3) 介護保険法の通所系事業

→ 現状該当せずの事業所は市内で 8 か所。1 年間の猶予を設け整備を促す。

②職員要件：利用者 5:1 の常勤配置に加え、1 名は「社会福祉士・社会福祉主事任用・精神保健福祉士」等の有資格者を配置。準ずる資格は個別判断。

- ③施設要件：建築物（基礎有）で「土地への定着性」を明確化。設備として洗面所・便所・相談室・多目的室等を求め、落ち着ける空間を確保。建築確認済証・防火対象物使用開始届の提出を添付要件化。
- ④対象区分の見直し：重度＝区分 6・5、中度＝区分 4・3、軽度＝区分 2。区分 1 は現行利用者なしだが「その他必要と認める者」で継続可。用語は「支援 1～3」等への表記変更も検討。
- ⑤報酬区分：時間区分を「4～8 時間」をさらに「4～6 時間」「6～8 時間」に分割（県内他市の運用に整合）。実態に応じた単価へ見直し。夏季休暇特別加算は存続。
- ⑥安全・法令遵守：建築確認、消防届出の写し提出を求め、法令適合と消防の把握・点検体制につなげる。
- ⑦施行時期：令和 7 年 4 月 1 日開始を想定（契約更新・周知のため 1 年の移行期間）。

(3) 主な意見・応答

- ・ 趣旨の徹底：レスパイトの目的を明確化。単なる「居場所」化や過剰サービス・送迎の逸脱（待機対応等）のリスクを周知し、契約更新時に是正。
- ・ 単身者の利用：家族不在でも「その他必要と認める者」として適切に判断・決定。
- ・ 食事・入浴加算：体制加算として実施（献立等の提出、写真で確認）。厨房・浴室は必須要件ではないが、体制・安全性を確認。
- ・ 計画相談との関係：現在、日中一時支援のみの利用に計画相談は不要。全体支援の見える化の観点から、日中一時支援側で有資格者による「簡易プラン」提出などの運用案を検討。制度建付け上の変更は慎重に検討。
- ・ 放課後等デイとの基準差：日中一時支援は基準が緩く、今回の見直しで一定の底上げを図る。要件引上げによる供給減懸念は、指定取得猶予等で緩和。
- ・ 施設安全：出入口一箇所、コンテナ等の事例への懸念。建築確認・消防届の提出義務化で把握と是正を図る。
- ・ 夏季加算：継続。日中一時支援創設当初の経緯（放課後サービス不足期の代替）も踏まえた運用を維持。

4 その他・連絡事項

(1) 相談員制度（身体・知的）の見直し

- ・ 市が委嘱する相談員（身体 13、知的 7）は高齢化・周知困難・役割重複（専門相談機関の充実）により実効性が低下。相談実績も乏しい一方で報酬の負担感があるとの意見。

- ・ 法制度上は委嘱可能だが、現状に即して「廃止の方向」で関係団体と協議を進める方針。代替としては相談支援事業所等の専門職につなぐ体制を前提化。

(2) 事業所運営の入札結果

- ・ 市設置 6 事業所（5 作業所 + GH）の運営事業者選定は入札の結果、引き続き現行事業者が継続運営（R5. 12/13 契約締結）。

(3) 報酬改定・制度動向の共有

- ・ 介護・障害は 3 年に一度の改定期。強度行動障害の定義・評価の明確化と報酬上の手当の方向が示されつつあり、今後の具体運用は国から説明予定。

(4) 心身障害者扶養共済の周知

- ・ 制度廃止の予定はなし。親亡き後の備えとしての活用周知を強化すべきとの意見があり、事務局も継続制度である旨を確認。

(5) 今後の手続・任期

- ・ 総合プランは本日の内容で製本し、5 月連休明け頃に案内予定。
- ・ 現委員の任期は令和 6 年 4 月 30 日まで。改選の推薦依頼を各団体へ実施。新任期は R6. 5/1～R8. 4/30 の 2 年間。